

令和 8 年度

ふさのくに観光道路ネットワーク・
県単道路改良合併工事（市井原・函渠工）

特記仕様書

主要地方道 鴨川保田線

安房郡鋸南町 市井原

千葉県安房土木事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から令和 9 年 6 月 1 1 日限りとする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	9 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0 . 7 8
その他の作業不能日	—

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：3 9 日間／年間

ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：8 日間／年間

（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去 5 か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	すべての工事
夜間作業	なし

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 ~~工事中の安全確保~~

- ~~1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。_____~~
- ~~2. 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導員を配置するものとする。なお、県道工事中に配置する交通誘導員は1名以上配置すること。~~

	昼間作業	夜間作業	摘 要
仮設施工時	1人	—	重機等出入口

- ~~3. その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。~~

第5条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について

建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) 廃プラスチック（6.3 m³）は、南房総市荒川地先、片道運搬距離10.0 kmの千葉美装(株)エコRCセンターに運搬し、処理するものとする。
- 2) 竹（9.1 m³）、枝葉・幹（18.2 m³）は、鋸南町奥山地先、片道運搬距離6.9 kmの千葉美装(株)エコウッドに運搬し、処理するものとする。
- 3) 発生土（28.4 m³）は、南房総市和田町下三原地先、片道運搬距離27.8 kmの安房土木事務所管理のストックヤードに運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条 中間検査の対象工事

1. 本工事は、中間検査実施細則に基づき中間検査を実施する。
2. 中間検査は下記の工種の施工段階において行う。この際、受注者は、所定の様式により、発注者に中間検査願いを提出しなければならない。ただし、中間検査願いの提出時期は、中間検査を予定する日より1週間前以上とする。

区 分	指定工種	項目・時期
道路	函渠工	・函渠設置完了後埋戻し前

3. 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術の確認等を行うが、給付の対象とはしない。

第7条 フレックス工期契約制度の適用

1. 本工事はフレックス工期契約制度の適用する工事である。
2. 工事着手期限日は令和8年12月4日とする。
3. 工期の終期日（建設工事請負契約書に記載する工期の最終日）は令和9年6月11日とする。
4. 留意事項は以下のとおりである。

ア 受注者は、工事着手期限日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書（第1号様式）を発注者に届け出なければならない。

イ 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

ウ 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。

エ 工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工事製作等を含む）を行ってはならない。

オ 前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。

カ 工事实績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）

第8条 前払い金

本工事は、建設工事請負契約書第41条第3項の規定により、契約会計年度に翌会計年度分の前払い金を含めて支払うことができる工事である。

第9条 中東情勢の変化等による建設資材の流通条項を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合
3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第 2 章 材 料

第 1 0 条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

材 料 名	提出	検 査		摘 要
		品質	数量	
セメント	○			JIS以外の製品については検査を行う

第 3 章 施 工

第 1 1 条 盛土工

1. 盛土は採取土を利用して行う。
2. 盛土工の施工については、次の各号によらなければならない。
 - (1) 受注者は、施工中の盛土表面については、3%以上10%以下の横断勾配を得るよう施工しなければならない。なお、施工を中止する場合及び降雨が予想される場合には、表面を平滑に転圧仕上げし、雨水の浸透が少なくなるよう施工するものとする。
 - (2) 受注者は、盛土作業においては、木根・腐蝕物等の取除き及びこね返しを受けた部分の取り除き処理を行わなければならない。
 - (3) 盛土材については、安房郡鋸南町市井原地先の監督員が指定した位置から採取土として使用こととするが、切土の範囲、施工方法や採取土で盛土に使用できない不良土（単位体積重量 18.0kN/m³ を超えるもの）である場合は監督職員と協議し処理するものとする。
 - (4) 受注者は、盛土の締固め管理を密度管理とする。ただし、密度管理が不適当な場合には監督職員と協議を行い、別途管理を行わなければならない。

第 1 2 条 作業土工

1. 設計図書に床堀線の明示のないものは、「数量算出要領」に基づくものであり、床堀勾配を拘束するものではない。

第13条 コンクリート工

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、以下の仕様によるものとする。ただし、高炉セメントによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。

用 途	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (c m)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	セメントの種類	水セメント比 (%)
基礎コンクリート 躯体コンクリート 胴込コンクリート	19.5	8	20(25)	高炉セメント	60以下
均しコンクリート	18	8	20(25)	高炉セメント	規定無し
埋戻しコンクリート	18	8	20(25)	高炉セメント	規定無し

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。
3. ボックスカルバート基礎の必要地耐力は、136kN/m²≒140kN/m² とする。

第14条 水替工

1. 法覆護岸設置の際の仮締切内排水は水中ポンプ（0～120m³/h）を想定している。
2. 現場条件により、第1項により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第15条 仮設工

1. 本工事の工事用道路は敷鉄板を基本とする。
2. 法覆護岸設置の際は、適切に仮締切工を行うこと。
3. 水路は大型土のうによる仮締切りを想定している。
4. 盛土材については、工区内にある残土を使用すること。
5. 暗渠排水管撤去により発生したポリエチレン管（φ800）は、館山市下真倉 片道運搬距離約23.9kmの安房土木事務所資材置場に運搬すること。
6. 現場条件により、第1項から第5項により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第16条 大型ボックスカルバート

1. 使用する製品の施工要領を施工計画書に添付し提出すること。

第 4 章 そ の 他

第 17 条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- (1) 図 面：CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 数量総括表：P D F データ
- (3) 特記仕様書（施工条件の明示含む）：Microsoft WORD データ

第 18 条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- (1) CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 出来形（実測値）を記入すること。レイヤは監督職員と協議する。

第 19 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号（以下「専任特例 2 号」という。）による場 合の監理技術者の配置を行う場合は、以下の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 当該工事現場に監理技術者の行うべき職務を補佐するもの（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技 術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は所属建設業者（受注者）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
 - (5) 監理技術者として職務を適正に遂行するため、当該工事の内容に応じ、兼務する工事が 以下の範囲にあること。 ①土木工事の場合兼務する工事が千葉県内にあること ※河川工事の場合は、兼務する工事が沿川市町村内にあること ②建築工事、建築設備工事等の場合 兼務する工事が千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内にあること
 - (6) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等 の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(9) 監理技術者は、維持工事を兼務することは出来ない。なお、ここでの維持工事とは、通年維持工事等（24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

2. 専任特例 2 号による監理技術者を配置する場合は、主任技術者等兼任届及び前項各号について確認できる書類を提出すること。

3. 本工事において、専任特例 2 号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は 配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

第 20 条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の 補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種: 土工 1,000m ³ 未満 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造 物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない